

正しく知ってきちんと防ぐウイルス性肝炎

～肝炎のほとんどは、肝炎ウイルスによって起きる「ウイルス性肝炎」です。～

ウイルス性肝炎とは？

- ウイルス性肝炎とは、肝炎ウイルスに感染して肝臓の細胞が壊れていく病気です。この病気になると、徐々に肝臓の機能が失われていき、肝硬変や肝がんに至ることもあります。
- B型及びC型肝炎ウイルスの患者・感染者は、合わせて300万人を超していると推定され、国内最大級の感染症とも言われています。

肝炎の原因であるウイルスは、検査でわかります。

- 肝炎ウイルスに感染していても、適切な健康管理・治療で、肝炎から肝硬変や肝がんへ進行・悪化するのを予防することが可能です。
- だからこそ、
「早期発見、早期治療」。

肝炎ウイルス検査を受けるには？

どんな検査？

- 肝炎ウイルスに感染しているかどうかは、採血検査で判断します。採血だけなので短時間で済み、また、数週間で検査結果をお知らせできます。

どこで受けられるの？

- お住まいの市町村での住民検診
- 保健所での検査（無料、匿名で検査を受けることができます。）
※ 検査機関によって、実施日程や「予約」が必要な場合等がありますので、詳しいことは、市町村又は保健所に確認してから、検査を受けてください。

もし、感染していたら・・・

- 肝炎ウイルスに感染していたとしても、肝臓の状態は人によってまちまちです。まずは、専門医に相談し、本格的な治療が必要かどうかを判断してもらいましょう。
- 山形県では、ウイルス性肝炎の治療が必要な方への「医療費助成」を行っています。

※ 詳しくは、裏面をご覧ください。



医療費助成制度とは？

- 山形県では、肝炎の有力な治療法であるインターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療に係る医療費について、患者の方の負担額を軽減する助成を行っています。
- 世帯の所得に応じて、月当たりの医療費を軽減します。



対象となる方

- 山形県内に住所を有する各種医療保険の加入者又はその扶養家族の方。
- 県指定の専門医療機関において、下記の助成内容に該当する肝炎と診断され、県の審査により認定された方。

助成内容

- 助成の対象となるのは、
 - B型慢性肝炎及びC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変に対するインターフェロン治療で保険適用となっている医療。
 - B型慢性肝炎に対する核酸アナログ製剤治療で保険適用となっている医療。
- 平成24年1月17日からC型慢性肝炎に対するペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビルを用いた3剤併用療法が医療費助成の対象に追加されました。
 - この治療は、皮膚科専門医の連携の下に行うこととされておりますので、主治医とよく御相談の上、治療を行うよう御留意ください。

自己負担額

- 1か月当たりの自己負担額は、以下のとおり、申請される方の世帯全員の市町村民税(所得割)の課税年額の区分によります。この自己負担額を超えた金額を助成します。

区分	世帯の市町村民税(所得割)課税年額	自己負担限度額(月額)
甲	235,000 円以上の場合	20,000円
乙	235,000 円未満の場合	10,000円

お問い合わせ先

- 肝炎治療に関する相談は？
 - 山形県では、山形大学医学部附属病院を「肝疾患診療連携拠点病院」に指定し、患者や家族の方に対する治療に関する相談、専門医の紹介等を行っています。

山形大学医学部附属病院 肝疾患相談室 山形県山形市飯田西 2-2-2
電話 023-628-5881 E-mail igagakuso@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

- 肝炎ウイルス検査及び医療費助成に関する相談は？
 - 医療費助成の申請は、県内4か所の保健所に、必要書類を添えて申請してください。各種、様式等は、各保健所で配布している他、県のホームページからダウンロードすることもできます。

機関名	所在地	電話番号
村山保健所	〒990-0031 山形市十日町1-6-6	023-627-1105
最上保健所	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1267
置賜保健所	〒992-0012 米沢市金池3-1-26	0238-22-3002
庄内保健所	〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-4920

山形県健康福祉部保健薬務課 感染症難病対策担当 TEL 023-630-2315
山形県の肝炎医療費助成制度のホームページは、「山形県 肝炎」でクリック、又は↓
<http://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/kenko/kansen/6090005intaferontiryout.html>